

# 四天王寺聖徳太子1400年忌参拝と 中興真慧上人ゆかりの地を訪れる旅

## 団体参拝の募集

令和4年3月4日(金)に和宗総本山四天王寺において、高田本山専修寺より僧侶が出向き賑々しく聖徳太子1400年忌をお勤めいたします。この勝縁に合わせ四天王寺、法隆寺、高田派第10世真慧上人ゆかりの天台真盛宗西教寺そして天台宗総本山比叡山延暦寺を訪ねる団参を企画いたしました。ぜひこの機会にご参加をいただきますようご案内申し上げます。

※新型コロナ感染症の感染防止には十分配慮を行います。



四天王寺

**出発日** 令和4年3月4日(金) 1泊2日

**交通** 全行程バス利用 **添乗員** 全行程同行

※利用予定バス会社 三重交通または名阪近鉄バス

食事

1 日目	令和4年 3月4日 (金)	高田本山大駐車場(8:10)——芸濃IC(9:00)——上野DI(休憩)(9:15)——法隆寺IC(10:10)——◎法隆寺…// //…… 法隆寺近辺(昼食)(11:50) —— 四天王寺聖霊院奥殿(大法会)(13:30) —— ホテル(16:50)	朝 × 昼 ○ 夕 ○
2 日目	3月5日 (土)	ホテル(8:50)——◎西教寺(9:20)——◎延暦寺(10:40)——大津市内(昼食)(12:50)——○ラコリーナ近江八幡(お買物)(14:40) —— 土山IC(16:30) —— 土山SA(休憩)(16:50) —— 芸濃IC —— 高田本山大駐車場(17:30)	朝 ○ 昼 ○ 夕 ×

記号標記：貸し切りバス—— 入場観光 ◎ 下車観光 ○ 徒歩 ……

《お申込のご案内》……………

- 宿泊地 大津びわ湖大津プリンスホテル  
洋室ツイン2名・トリプル3名 全室バス・トイレ付  
(☎077-521-1111)
- 募集人員 120名(最少催行人員：20名)
- 募集締切 令和4年2月4日(金)
- 旅行代金 37,000円/大人お一人様料金

- ◆ご旅行代金を添えて近畿日本ツーリスト 津支店へお申込みください。
- ◆旅行代金に含まれているもの…旅行費用には交通費、宿泊費、食事代を含みます。
- ◆旅行代金に含まれていないもの…旅程に含まれない交通・飲食費及び個人的費用は含みません。
- ◆変更…記載費用は令和3年11月1日現在のものです。運送機関のスケジュール・運賃などの変更により、日程及び旅行費用を変更することがあります。
- ◆催行中止…最少催行人員(20名)に満たないときは、催行中止することがあります。
- ◆取消料…ご条件(要約)をご確認ください。
- ◆免責事項…天災地変・同盟罷業など不可抗力の自由、盗難、傷害疾病などお客様の故意または過失、お客様の法令または公序良俗に反する行為、運輸・宿泊機関など、事業企画者・KNT以外の責任によって生じた損害。
- ◆相部屋…本コースは相部屋をお受けいたします。他に相部屋希望の方がいらっしゃらないなど、部屋をお1人で利用される場合でも一人部屋利用追加代金はいただきません。
- ◆新型コロナウイルス感染症が拡大した場合、旅行を中止する場合があります。
- ◆旅行開始1カ月前に記載の住所に請求を発送させていただきますので、お振込みをお願い致します。

<法会企画> 津市一身田町2819番地  
**真宗高田派本山専修寺**

<旅行企画・実施> <お問い合わせ・お申込み>  
観光庁長官登録旅行業第2053号

**近畿日本ツーリスト株式会社 津支店**

営業日:月曜～金曜 営業時間:9:15～17:00

休業日:土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

津市新町1-13-12近鉄津新町駅ビル2F

総合旅行業務取扱管理者:前泊 英樹

担当者:福飯 友介

**TEL:059-227-5516 FAX:059-224-1527**

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

一般社団法人  
**日本旅行業協会**

旅行業公正取引  
協議会 会員



旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当からの説明にご不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

# 国内募集型企画旅行条件書(抜粋)

お申し込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

## ■ 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行企画・実施者(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。  
○近畿日本ツーリスト株式会社(観光庁長官登録旅行業第2053号)  
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号  
(2) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## ■ 旅行の申込み方法

(1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円～ 旅行代金まで	12,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	30,000円～ 旅行代金まで	代金の20%～ 旅行代金まで

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。

(2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。  
(3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。  
(4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

## ■ 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。  
(2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客さまにお渡しします。  
(3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

## ■ 旅行代金に含まれているもの

(1) パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、及び消費税等諸税(但し、パンフレットに記載の基準期日現在に公示されているものに限り)。  
(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客さまの都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

## ■ お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

(1) お客さまはいつでも、第15項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客さまが当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「当社ら」といいます。)のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更および取消のお申出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。  
(2) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。  
イ、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。  
ロ、第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。  
ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
ニ、当社が、お客さまに対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。  
ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。  
(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。  
(4) お客さまの都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第15項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

## ■ お客さまの責任

(1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。  
(2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。  
(3) お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■ 取消料

お申込み後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率で取消料をお支払いいただきます。

取消日	21日前	20～8日前	7～2日前	前日	当日	旅行開始後及び無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

## ■ 特別補償

(1) 当社は、第18項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他これれ物等補償の対象とならないものがあります。  
(2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。  
(3) お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。  
(4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。  
(5) 当社の企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションルツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱います。  
(6) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

## ■ ご旅行条件・旅行代金の基準

(1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。  
(2) 特別に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。  
(3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。  
(4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。  
(5) 本条件書の各項目いう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2-1項の申込金、第15項の取消料、第21項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションルツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

## ■ 旅行条件算出基準日

この旅行条件は、2021年11月1日現在を基準としています。  
また、旅行代金は2021年11月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

## ■ 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。  
(2) 当社、当社グループ企業等、販売店および当社が提携する企業が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。  
(3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社店舗またはホームページでご確認ください。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

登録番号	6044-21-11-0009
------	-----------------

切り取り線

近畿日本ツーリスト株式会社 津支店 御中

パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買物の便宜等のために必要な範囲内で運送・宿泊機関等、保険会社、へ個人情報の提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

## 四天王寺聖徳太子1400年忌参拝と中興真慧上人ゆかりの地を訪れる旅

フリガナ	年齢	性別	住所	〒
お名前				
電話番号	取扱寺院			
備考欄				

※申込はFAX(059-224-1527)福飯/奥野宛にお願い致します。